

令和3年度（第2回）

みんなで支える森林づくり上伊那地域会議

そ の 他 資 料

- 平成30年度以降の森林づくり県民税の仕組み
(令和3年度長野県森林づくり県民税～事業の内容及び目標～より)
- 森林づくり推進支援金の活用に関するアンケート(様式)
(宮田村の例)
- 10月21日(木)「週間いな」森林税PR広報

令和3年11月18日実施
上伊那地域振興局林務課

平成 30 年度以降の森林づくり県民税の仕組み

平成 30 年度以降の森林づくり県民税については、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（平成 29 年 11 月公表）」に基づき、適正かつ有効な事業推進に努めてまいります。

1 使途（森林づくり県民税活用事業）

- ① 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備
防災・減災の観点での里山の森林整備や河畔林の整備、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による里山の整備
- ② 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用
児童センターなどの子どもの居場所や、多くの人が訪れる店舗・オフィス、観光地における道路等の公共サインなどの木質化、里山資源の薪利用や松くい虫枯損木を活用するための仕組みづくり
- ③ 森林づくりに関わる人材の育成
森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや多くの関係者をコーディネートする人材等の育成等
- ④ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用
学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用
- ⑤ 市町村に対する財政調整的視点での支援
財政調整を図るための制度として、市町村が地域固有の重要課題に対応
- ⑥ 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証
森林づくりに関する普及啓発、企業等との連携による森林づくり、森林税の評価・検証

2 税の仕組み（森林づくり県民税活用事業）

課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乗せ）課税方式				
	個人		法人		
納税義務者	県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 109 万人		県内に事務所等を有する法人 約 5 万 1 千法人		
超過税額	年額：500 円		年額：現行の均等割額の 5%相当額		
税収規模	区分	個人	法人	計	※令和 2 年度の森林税収入見込みを基準に試算。
	年間（平年度）	約 5.6 億円	約 1.1 億円	約 6.7 億円	
実施期間	平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間（税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施） （個人）平成 30 年度分から令和 4 年度分まで （法人）平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分				
管理方法等	<ul style="list-style-type: none">・ 使途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。・ 森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、副知事を会長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行います。				

※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方（県民の約半数）が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方

ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方

森林づくり推進支援金の活用に関するアンケート

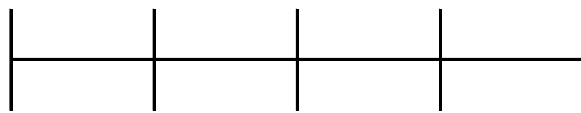
宮田村では、森林づくり推進支援金（長野県森林づくり県民税活用事業）により、森林の計画的な整備と多面的な森林利用を促進するための林道整備を行なっています。

令和3年度に実施した落石防護柵について皆様の御意見を賜り、今後の林政に活かしてまいりたいので、アンケートへの御協力をお願い致します。

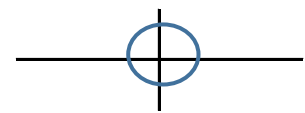
問1) 宮田村では、森林の利用の促進のために林道整備が必要と考え、その整備を行ないました。

この取組について5段階で評価をお願いします。

5（良い評価） 3（普通） 1（評価しない）



※記載例



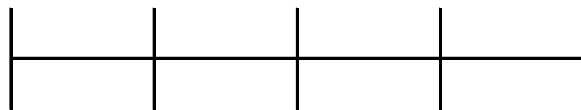
どのような点が評価できる（または評価しない）のか、記載してください。

[]

問2) 設置した落石防護柵には、木材利用を促進するために県産木材を使用しました。

この取組について5段階で評価をお願いします。

5（良い評価） 3（普通） 1（評価しない）



どのような点が評価できる（または評価しない）のか、記載してください。

[]

問3) 宮田村で多様な森林の利用を進めるために取り組んでほしい事項があれば記載してください。

[]

以上でアンケートは終わりです。御協力ありがとうございました。



森林税、を活用した里山整備

未来につながる私たちの森

……… みんなで支える森林づくり ………

長野県では、県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして「長野県森林づくり県民税(通称・森林税)」が導入されています。同税を活用する里山整備利用地域に、上伊那地域では現在19カ所が認定され、それぞれの地域で住民参加の里山利用が進んでいます。

沢底地区の里山を整備

次世代を育て、地域の未来に

辰野町沢底地区では、関わりが盛んだった同地区36人でつくられた里山整備利用地域。しかし、経済成長とともに生活様式が変わり、1985年を境に町全体の人口が急速に減少。高齢化も進み、担い手不足から、森林整備の遅れがみられるようになりました。



間伐した木を切りそろえ、運搬車で運び出す

山が整備されないことで里山の農地にも有害鳥獣被害が及びようになり、その影響で耕作放棄地は増加の一方。「生産性も将来の展望もない山への関心は薄れるばかり」と同



新は年間およそ3000束を生産。共有地に積み上げ、来季に向けて1年間乾燥させてから販売する

またこれらの作業と並行して、地域の子どもたち

上牧の森林を「おらが里山」に!

地域ぐるみで学校林の整備も

伊那市北部の上牧地区は、西側を流れる天竜川の河岸段丘に位置し、地域全体に、かつて住民が生活の糧として利用した里山が広がっています。住宅地



植樹した苗木にからまったクスのつるやニセアカシアを手作業で刈り払う

働で花壇づくりをしたのを皮切りに、共有林や私有林の整備に着手し、森林税などによる補助金を活用しながら、現在も地区内全域の里山保全に取り組んでいます。

地域住民とともに作業する伊那北小学校児童たち。学校林整備は、毎年6年生の児童が参加。徐々に森が生まれ変わり「植えた力やクヌギが大きくならた頃、遊びに来るのが楽しみ」と子どもたち

2013年に間伐を行った約25haの森林には、住民が健康づくりやリフレッシュに活用できる自然パークを創設。総延長約7kmの遊歩道沿いに、マレットゴルフ場、炭焼き窯、バ



を、体験・創造ができる学校林として活用する整備事業も2015年に始めました。危険木などを伐採後、新たな森を育てる植樹や雑草木の刈り払い作業には児童も参加。林業の専門家や住民とともに実践を通して、地域の自然を学び、里山への関心や愛着を深めています。

長野県森林づくり県民税とは

県土の約8割を占める森林を適切に手入れし、健全な姿で次世代に受け継ぐための「森林づくり」を支える仕組み。2008年度から導入され、県民一人あたり年間500円を納税しています。当初から行われている里山整備に加え、現在は、教育や観光といった多面的な森林の利活用にも使途が広がり、さまざまな地域や分野で、住民が主体的に森林を整備・利用する取り組みに幅広く活用されています。

問・上伊那地域振興局林務課 ☎0265・76・6823